

奈良県告示第五百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十八年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

川西町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業川西町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成二十三年三月奈良県告示第四百二十九号のとおり

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和五十二年十月奈良県告示第三百六十二号、昭和五十九年六月奈良県告示第二百四号、平成三年六月奈良県告示第百十一号、平成六年三月奈良県告示第五百九十一号、平成十二年一月奈良県告示第四百九十九号、平成十八年三月奈良県告示第六百四十九号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百二十九号の事業地に大字保田字湯ノ本、字日ノ寺、字田中、字大縄及び字鳥木を加え、大字結崎字脇田、大字唐院字マベ、字桜本、字柳田、字平田、字インデン、字土木及び字口戸並びに大字保田字春日田、字桜本、字湯垣内、字奈良原及び字八反田地内において事業地を変更する。